

環境影響評価制度及び事業概要等について

(山辺・県北西部広域環境衛生組合 ごみ処理施設建設事業)

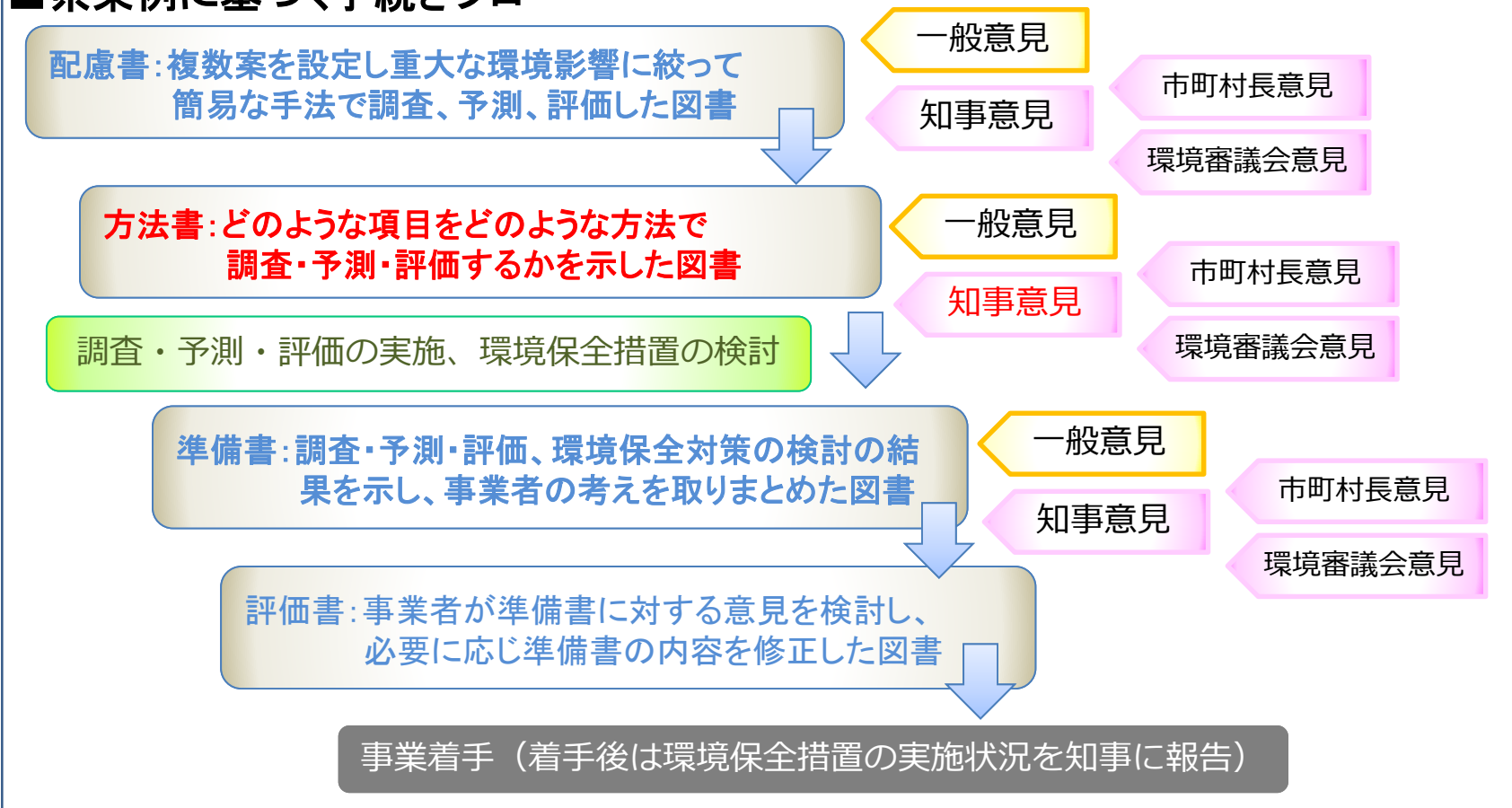
平成30年2月13日(火)

奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課

1. 環境影響評価制度

環境影響評価制度とは、事業者が、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境に及ぼす影響について、予め事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や行政の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的とした制度です。

■ 県条例に基づく手続きフロー



(今回審議いただく内容について)

配慮書	方法書	準備書	評価書
<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画 (事業目的、事業内容)・ 複数案の設定・ 計画段階配慮事項 の設定 (既存資料による、調査、 予測、評価)	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画 (事業目的、事業内容)・ 関係法令の整理・ 地域の概況 (既存資料による) 自然的状況 (大気、水質等)の整理 社会的状況 (人口、産業、土地利用 等)の整理・ 評価項目の選定・ 調査、予測及び評価 の方法	<ul style="list-style-type: none">・ 環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果・ 環境保全措置・ 事後調査・ 総合評価	<ul style="list-style-type: none">・ 環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果・ 環境保全措置・ 事後調査・ 総合評価

配慮書の知事意見

方法書の知事意見

準備書の知事意見

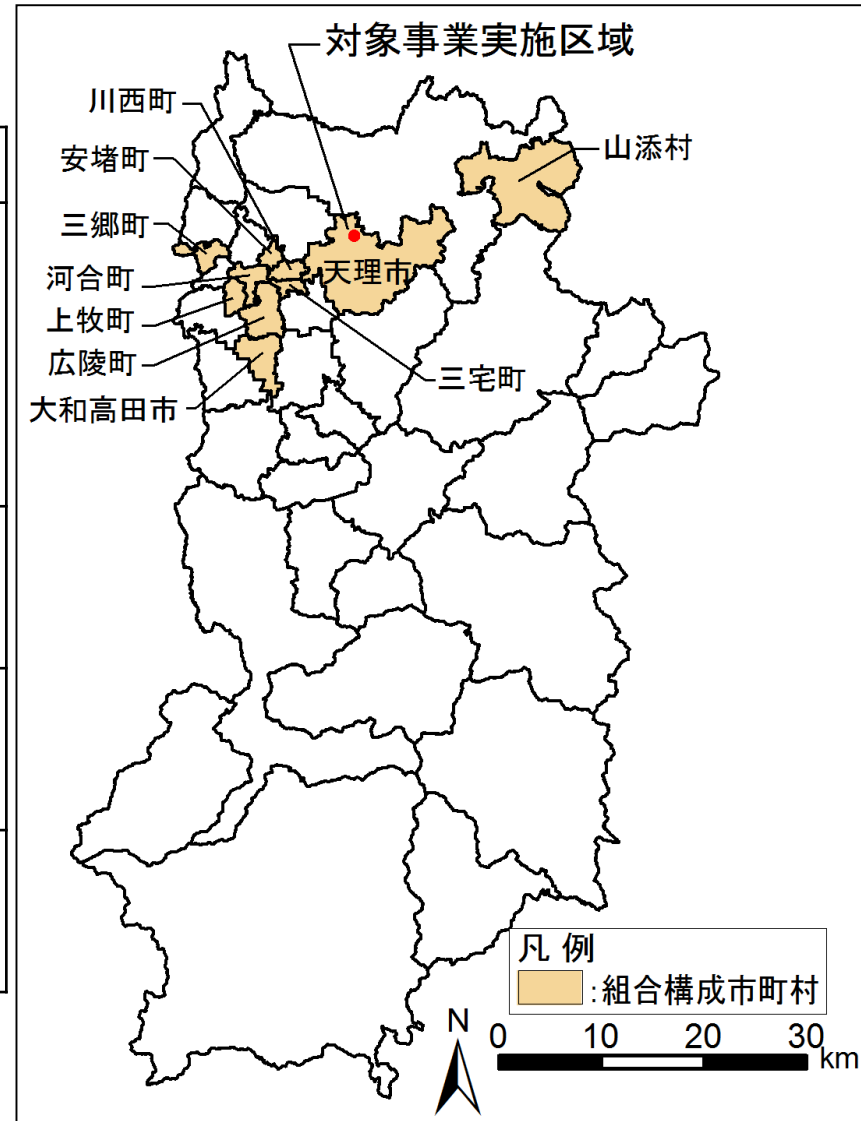
2. 事業概要

(1) 経緯等	
山辺・県北西部広域環境衛生組合は県北西部の2市7町1村で構成されており、組合構成市町村内で発生するごみを安定的かつ効率的に処理する焼却施設（可燃ごみ処理）および粗大・リサイクル施設（不燃・粗大及び資源ごみ処理）を整備することを目的として、天理市が都市計画としてごみ処理施設を計画するものである。	
(2) 事業者名	
天理市（都市計画決定権者）	
(3) 事業名	
山辺・県北西部広域環境衛生組合　ごみ処理施設建設事業	
(4) 事業区域	
焼却施設	天理市岩屋町459番2　外2筆
粗大・リサイクル施設	天理市櫛本町3235番1　外46筆
(5) 事業面積	
焼却施設	約2.5ha（うち施設建設用地約1.3ha）
粗大・リサイクル施設	約2.2ha

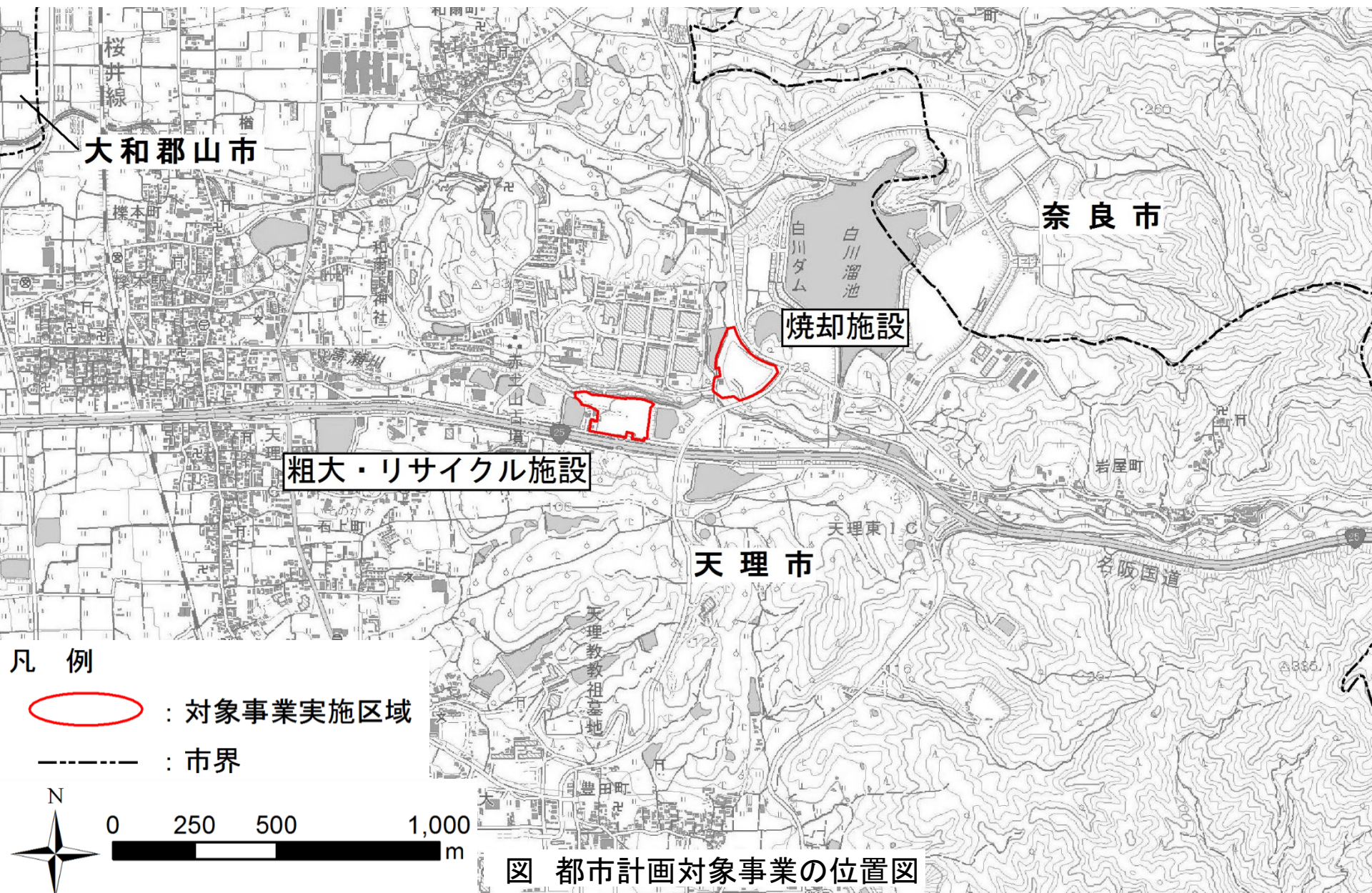
山辺・県北西部広域環境衛生組合構成市町村

表 構成市町村のごみ処理参加区分

区分	構成市町村									
	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町
可燃ごみ処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
不燃・粗大ごみ処理		○	○		○	○	○	○	○	
資源ごみ処理		○			○	○	○	○	○	





都市計画対象事業の位置図



都市計画対象事業の位置図（詳細）

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 焼却施設敷地のうち施設建設用地

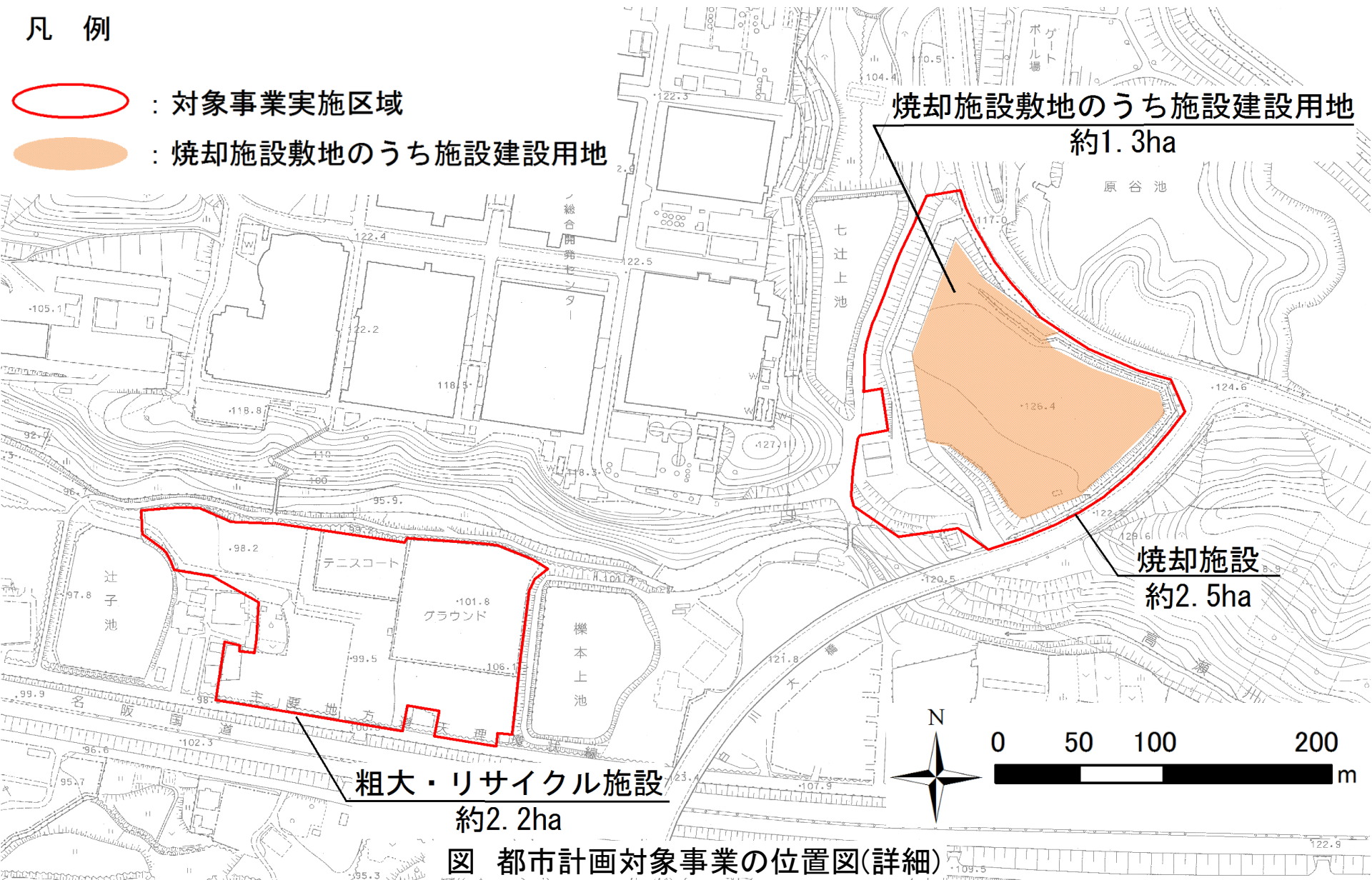


図 都市計画対象事業の位置図(詳細)

3. 審議の経緯

配慮書：複数案の設定・重大な環境影響に絞った調査、予測、評価



【今回の手続】

方法書：評価項目・手法の選定



環境影響評価審査部会

環境審議会

知事意見

H28.12.16～H29.1.16 公告・縦覧

H29.2.15,17 現地確認, 説明会

H29.3.23 4.21 部会審議

H29.3.3 意見概要提出

H29.5.24 環境審議会答申 (別紙1)

H29.5.31 知事意見 (別紙2)

H29.9.28～10.27 公告・縦覧

H29.12.1 意見概要提出

H29.11.1 12.19 H30.1.23 部会審議

H30.2.13 環境審議会答申

H30.2月下旬 知事意見

環境アセスメントの実施



準備書：環境アセスメントの結果の公表



評価書：環境アセスメントの結果の確定

※事業の着手は評価書公告後